

# 期待表示のメーカー、産地、物の機能、青果の性能

## 「責任者」の明記必須

### 小売、流通では不可能か

来年度から青果物を含む一般食品にも事業者の自己責任で機能性表示が認められる見込みだが、消費者庁が示した食品表示基準案では、かなり制約が厳しい。機能性表示（病気の治癒・予防効果は不可）をする場合には①国の評価を受けたものではない②科学的な根拠③表示に責任を持つ者の氏名・連絡先などの明記に加え、販売の60日前までに消費者庁に届け出て、届出番号も記載する。とくに「表示の責任者」はネックで、流通業者や小売店ではほぼ不可能。それだけに機能性野菜のメーカー、あるいは果実産地の農協などに期待がかかる。

現行の各種制度では、  
—のは医薬品および医薬部  
販売する際に疾病の治  
外品（予防または体質改  
善などに、体質改善例  
癒・予防効果をうたえる



機能性表示で青果売場の活性化に期待が（本文とは関係ありません）

「おなかの調子を整えま  
す」などの保健機能表示  
は、医薬部外品および特  
定保健用食品（トクホ）  
個別の商品ごとに厚労省  
の認可が必要に限定され  
ている。また、栄養機能  
食品には、栄養成分の機  
能（例「カルシウムは骨  
や歯の形成に必要」）が表  
示できる。

一方、青果物はあくま  
で一般食品に分類され  
る。日本食品標準成分表  
などによる一般的・客観  
的な成分と、その成分の  
一般的・客観的な説明は  
表示してもよい。ただ  
した表現でも抵触する。

その中で近年の規制緩  
和の流れを受け、厚生労  
働省、農水省、消費者庁  
による「食品の新たな機  
能性表示制度に関する検  
討会」では、7回の会合  
を経て昨年報告書および

表示基準案をまとめた。  
すでにパブリックコメン  
トも経っており、来年度に  
は法律、法令などで施行  
される。

## 先駆者にメリットも

具体的なガイドライン  
は今後作成されるが、ま  
ず注目されるのが「科学  
的根拠の証明方法」。生  
鮮食品や加工食品につい  
ては、実際に治療などを  
行う臨床試験だけでなく、  
データを集めて分析  
する「観察研究」で肯定  
的であれば可能。その研  
究も必ずしも事業者自身  
が行う必要はなく、権威  
ある論文や研究などで肯  
定的であればよい。

農水省では昨年からミ  
カンにおけるβ-クリプ  
トキサンチンに照準を絞  
り、農研機構果樹研究所  
などの研究から温州ミカ  
ンの機能性表示例として  
「本品はβ-クリプトキ  
サンチンを含み、骨の健  
康を保つ食品です。更年期  
以降の女性の方に適し  
ています」という表示例  
を想定した。当初はこの  
は、機能性表示の届出者  
が表示責任者となること  
を想定している。実際に

は、農水省や研究機関が  
自ら届出・責任者となる  
ことは考えられない。

それとともに、正当な  
手続きを経ない商品  
に機能性は表示できな  
い。かといって自らが届  
出・責任者となり、万一  
消費者からクレームや訴  
訟を起こされた場合は、  
全て事業者自身が自己責  
任で対処する。このリス  
クをどうとるか。青果流  
通業者などでは「当初は  
様子見で行く」という意  
見がすう勢だ。

ただし近年は、自社や  
提携先の研究・試験機能  
を保有する大手メーカー  
による、特定の栄養成分  
を増やした青果物もみら  
れるようになった。これ  
までは「健康が気になる  
方へ」など、具体的な例  
を挙げずにぼかした表記  
にとどめる場合もあった  
が、今後はもう一歩踏み

込んだ機能性表示が行わ  
れる可能性もある。  
また、青果商などは、  
農協が届け出し、売りや  
すいようにパッケージに  
表記することを期待す  
る。一部のミカン産地の  
農協はデータを揃えて新  
制度下での届出を検討し  
ているとされ、リスクを  
負っても、いち早く取り  
組んだ産地の販促が期待  
できそうだ。